

スマート農業技術活用促進法

Q & A

令和 8 年 5 月版

※本内容については、今後、法の施行状況等を踏まえて、更新することがあります。
あらかじめ御了承ください。

※下線部分が追加・修正等を行った問です。

目次

【1 全般】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1－1 計画の認定についてどこに相談すればよいですか。
- 1－2 申請受付期間は決まっているのでしょうか。年中申請を受け付けているのですか。
- 1－3 申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。
- 1－4 スマート農業技術の中に、畜産業、林業、水産業に関する技術も含まれていますか。
- 1－5 基本方針は一度決定されたら変更・更新はないのですか。
- 1－6 申請した計画の内容は公表されますか。
- 1－7 税制特例や融資等、計画認定に伴う特例措置はいつから受けられるのでしょうか。
- 1－8 他の補助事業や制度に基づく計画を既に策定している産地でも、この制度を活用することは可能でしょうか。
- 1－9 地方公共団体や公設試験場にはどのような役割を期待しているのでしょうか。
- 1－10 JAにはどのような役割を期待しているのでしょうか。
- 1－11 法第 23 条において、実施状況報告に応じない場合又は虚偽報告について罰則が規定されていますが、過失であっても罰せられるのですか。
- 1－12 基本方針において、「農業者等は、（中略）営む農業に係るデータその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産の保護（中略）に留意する」とありますが、どのようなことに取り組めばよいですか。

【2 生産方式革新実施計画】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 2－1 どのような者が申請できますか。
- 2－2 複数県にほ場がまたがっている団体で、所管する農政局が異なる場合はどこに申請すればよいですか。
- 2－3 「農業者が組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者となっている団体を含む。）」とはどのような団体ですか。
- 2－4－1 JAなどの農業者の組織する団体が申請主体の場合は、計画に参加する農業者の全てを計画に明記する必要がありますか。
- 2－4－2 JAが申請主体となり、とある品目に係る生産方式革新事業活動に取り組む場合、当該品目の生産に取り組む組合員のみが生産方式革新事業活動に取り組めばよいですか。

- 2-4-3 J A 自体が生産を行っている場合は、J A が 1 農業者として申請することとは可能ですか。
- 2-5 農業者が単独で生産方式革新実施計画を作成することは可能ですか。
- 2-6 1 農業者が複数の生産方式革新実施計画に参加することは可能ですか。
- 2-7 種苗生産農家は対象となりますか。
- 2-8 サービス事業者や食品等事業者と共同で申請する必要はありますか。
- 2-9 サービス事業者や食品等事業者など、連携する事業者を見つけることへの支援措置はありますか。
- 2-10 飼料生産を行うコントラクターが申請者となることはできますか。
- 2-11 農業者を主な構成員とする協議会に、地方公共団体やメーカー、研究機関等が含まれる場合も申請主体になることはできますか。
- 2-12 計画の認定を受けた者はどのような特例を活用することができますか。
- 2-13 どのような品目でも生産方式革新実施計画を作成できますか。
- 2-14 複数の品目で生産方式革新実施計画を作成できますか。
- 2-15 同一品目で異なる生産方式革新実施計画を作成できますか。
- 2-16 面積要件はありますか。
- 2-17 経営面積のどの程度の割合で生産方式革新事業活動に取り組む必要がありますか。
- 2-18 生産方式革新事業活動に取り組む面積を過半とすることについて、計画初年度から満たす必要はありますか。
- 2-19 既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。
- 2-20 既にスマート農業技術の活用と当該技術に合わせた生産の方式を導入している場合は申請できますか。
- 2-21 複数の農業者等が共同申請を行う場合や構成員の取組を代表して団体が申請を行う場合、共同申請者の全員又は団体の構成員の全員が新たな生産の方式の導入を行う必要がありますか。
- 2-22-1 生産方式革新実施計画の実施期間はどのように設定すればよいですか。
- 2-22-2 実施期間に関して、起算時期の基準はありますか。
- 2-23 地域計画との整合性を取る必要はありますか。
- 2-24 他の地域で既に取り組まれている生産方式革新事業活動と同じ取組内容であっても、認定の対象となりますか。
- 2-25 認定を受ける手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。
- 2-26 いつまでに認定を受ける必要があるのでしょうか。また、計画認定前に、申請した取組の内容に着手することは可能でしょうか。どの程度の着工・着手であれば認められるのでしょうか。
- 2-27 生産方式革新実施計画申請時に添付する、農業機械メーカー等が発行したカタログ、書類にはどのようなことが記載されていればよいですか。
- 2-28 この法律で支援対象となる「スマート農業技術」を組み込んだ農業機械等に

はどのようなものがあるでしょうか。

- 2-29 この法律で支援対象とならない農業機械等にはどのようなものがあるでしょうか。
- 2-30 開発や試験研究段階の機械等も認定の対象に含まれるのでしょうか。
- 2-31 既にスマート農業技術を導入している場合でも、生産方式革新実施計画の認定を受けることができますか。
- 2-32 中古のスマート農業機械等を導入することは可能ですか。
- 2-33 複数のスマート農業機械を導入することはできますか。
- 2-34 生産方式革新実施計画において導入するスマート農業機械等は、全て計画初年度に導入する必要はありますか。
- 2-35 生産方式革新事業活動の内容である「スマート農業技術の活用」と「新たな生産の方式の導入」は、どの程度の関連が必要ですか。
- 2-36 スマート農業技術の活用と、新たな生産の方式の導入は、必ず計画初年度から行う必要がありますか。
- 2-37 「農産物の新たな生産の方式の導入」とは、どのようなものを想定しているのですか。
- 2-38 労働生産性は、どのように算定しますか。また、JA等が産地の農業者をまとめて計画を作成する場合は、農業者全員分の経営データを産地内で共有して計算する必要があるのですか。
- 2-39 付加価値額のみを向上させることによって労働生産性を向上させる計画は、生産方式革新実施計画の対象となりますか。
- 2-40 労働生産性や所得を比較するための現状値はどのように設定すればよいですか。
- 2-41 所得は、どのように算定しますか。
- 2-42 「所得が実施前と比較して維持され、かつ、正となるよう取り組むものとする。」とありますが、計画認定前の所得が赤字の場合、赤字額が小さくなれば良いですか。また、計画参加者全員がそれぞれ満たす必要がありますか。
- 2-43 売上高を構成する収量や販売単価については年次変動が大きい場合がありますが、そのような場合は何かしらの考慮がされるのでしょうか。
- 2-44 生産方式革新実施計画に記載できるサービス事業者は、どのような者ですか。
- 2-45 生産方式革新実施計画にサービス事業者が位置付けられることで、サービス事業者にはどのようなメリットがありますか。
- 2-46 サービス事業者の中で、どのような人材供給型のサービスが対象になりますか。
- 2-47 農業者等に対してスマート農業機械のリースを行うサービス事業者も計画に記載できますか。
- 2-48 計画に記載できる「食品等事業者」には、どのような業種が含まれますか。
- 2-49 小売店は、「食品等事業者」に該当しますか。

- 2-50 畜産物の流通段階等の事業者は、「食品等事業者」に該当しますか。
- 2-51 農産物を原材料として用いない飼料の製造等を行う事業者は、「食品等事業者」に該当しますか。
- 2-52 食品等事業者が申請主体となることはできますか。
- 2-53 食品等事業者等も、スマート農業技術を用いた設備等を活用する必要がありますか。
- 2-54 スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入とは、具体的にどのような取組ですか。
- 2-55 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施とは、具体的にどのような取組ですか。
- 2-56 農業者やＪＡが行う新たな製造、加工、流通又は販売の導入の取組も対象となるのでしょうか。
- 2-57 食品等事業者が行う収穫機の貸出しや農作業の受託は、認定の対象となりますか。
- 2-58 スマート農業技術を使って作られた農産物を海外に輸出する取組は認定の対象となりますか。
- 2-59 食品等事業者が共同して、新たな製造、加工、流通又は販売の導入を行う場合は対象になりますか。
- 2-60 実施状況報告は毎年行うのでしょうか。
- 2-61 認定後に計画のフォローアップはあるのでしょうか。
- 2-62 目標は農業者ごとに達成する必要がありますか。
- 2-63 実施期間内に目標を達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。
- 2-64 計画を変更する場合、何か手続は必要ですか。軽微な変更であっても、手続は必要ですか。
- 2-65 計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。
- 2-66 日本政策金融公庫の長期低利融資を活用したい場合、どのような手続が必要ですか。
- 2-67 補助金と公庫融資を併用することは可能でしょうか。
- 2-68 スマート農業技術の導入や、その効果を発揮するための新たな生産の方式の導入に必要な資金は自己資金やリースで調達し、一般的な設備等の整備のみに融資特例を活用することはできますか。
- 2-69 設備投資以外の諸費用（システム構築費用、研修費や販売促進費など）は、融資対象となりますか。
- 2-70 販売促進費等の運転資金は、設備資金とセットでなくとも融資対象となりますか。
- 2-71 野菜法の特例にはどのようなメリットがありますか。
- 2-72 野菜法の特例措置を受ける場合の要件はありますか。
- 2-73 航空法の特例について、どのように手続をすればよいですか。

- 2-74 航空法の特例について、実際に飛行させる前の飛行計画の通報、飛行を実施した場合の飛行日誌の記載は農業者等が行うことになるのですか。
- 2-75 計画の認定を受けた後に農業用ドローンを導入する場合も航空法の特例は受けられますか。
- 2-76 計画の実施期間中に、ドローンを買替えたり、操縦者を変更したりする場合には、どのような手続が必要ですか。

【3 開発供給実施計画】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 3-1 開発供給実施計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか。
- 3-2 開発供給実施計画の認定による補助金の採択上の優遇措置はありますか。
- 3-3 申請者となれるのはどのような者ですか。また、共同申請は可能ですか。
- 3-4 スマート農業技術の開発のみ、または供給のみを行う場合、開発供給実施計画の認定を受けることはできますか。
- 3-5 既存製品に組み込まれている技術を改良して性能の向上や適用範囲の拡大を図る取組は、「開発」に該当しますか。
- 3-6 開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）とは何ですか。
- 3-7 開発供給事業の促進の目標に該当しないスマート農業技術等の開発供給実施計画は認定されないのですか。
- 3-8 「重点開発目標の達成に資する」とは、どのような観点で審査されるのでしょうか。開発供給事業の促進の目標の生産性向上に関する目標の数値を達成する技術でないと開発供給実施計画は認定されないのですか。
- 3-9 開発供給事業の促進の目標の生産性向上に関して、比較対象とする慣行的な数値はどのように算出すればよいのですか。
- 3-10 農研機構の研究開発設備等の供用により、利用可能な設備等はあるのでしょうか。
- 3-11 農研機構の施設供用には何か条件がありますか。
- 3-12 農研機構の施設供用には費用がかかりますか。
- 3-13 農研機構の施設供用と、農研機構との共同研究の違いは何ですか。
- 3-14 農研機構の専門家の派遣協力とは何ですか。派遣を依頼したい場合の条件や費用などがありますか。
- 3-15 開発供給実施計画の認定を受けた場合の日本政策金融公庫資金の長期低利融資の使途に制限はありますか。
- 3-16 日本政策金融公庫資金の長期低利融資を受けたい場合の手続はどうなりますか。
- 3-17 技術の開発に関して融資や資金調達を活用したい場合はどうすればよいですか。
- 3-18 開発供給実施計画の認定を受けた場合に受けられる登録免許税の軽減とは

どのようなものですか。

- 3-19 登録免許税の軽減を受けたい場合の手続はどうすればよいですか。
- 3-20 開発供給事業に取り組むための法人を新設して、登録免許税の特例を活用する場合、計画申請の時点で登記を完了して新法人を設立している必要はありますか。
- 3-21 合併等を行い、登録免許税の特例を受けようとする場合、申請時にどのような手続が必要でしょうか。公正取引委員会への届出は必要になりますか。
- 3-22 公正取引委員会への届出は、どのタイミングで行う必要がありますか。
- 3-23 開発中のドローンに関して航空法の特例の適用を受けた際、開発状況により特例を受けていた機体と別の機体を利用したい場合はどうすればよいですか。
- 3-24 種苗法の特例により出願料や登録料の減免を受けたい場合にはどうすればよいですか。
- 3-25 開発供給実施計画の申請から認定までにはどのくらいの期間がかかりますか。
- 3-26 計画を変更する場合、何か手続は必要ですか。軽微な変更であっても、手続は必要ですか。
- 3-27 開発供給実施計画で申請した計画から実際の事業の進捗が遅れてしまう場合にはどうなりますか。認定取消しとなるのでしょうか。
- 3-28 開発供給実施計画の認定が取消された場合、受けていた特例はどうなりますか。
- 3-29 計画期間内に目標を達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。
- 3-30 実施状況報告は毎年行うのですか。
- 3-31 認定後に計画のフォローアップはありますか。

【4 スマート農業技術活用投資促進税制】・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

- 4-1 税制特例の適用を受けるためには何が必要ですか。
- 4-2 税制特例で受けられるメリットは何ですか。
- 4-3 補助金との併用は可能ですか。
- 4-4 税制特例の適用対象は中小企業のみですか。
- 4-5 対象設備の下限価額はありますか。
- 4-6 中古品は税制特例の対象になりますか。
- 4-7 機械等の修繕は対象となりますか。
- 4-8 自らが製作し、資産計上した機械等は対象となりますか。
- 4-9 海外から輸入した機械等は対象となりますか。
- 4-10 リースにより取得した機械等は税制特例の対象になりますか。

- 4-11 「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
- 4-12 「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。
- 4-13 税制特例を利用するためには、いつまでに生産方式革新実施計画を申請すれば良いですか。
- 4-14 計画の認定前に着工した設備は、税制特例の対象になりますか。
- 4-15 特別償却限度額のうち、当事業年度又は年分に損金又は必要経費の額の計算に算入しなかった額は、繰越可能ですか。
- 4-16 機械等の取得価額はどのような単位で考えればよいですか。
- 4-17 計画期間中、税制特例の対象となる機械等の導入年度が異なる場合はどうすればよいですか。
- 4-18 取得価額に消費税は含まれますか。
- 4-19 導入した機械等を複数の者で共有する場合はどのような扱いになるのですか。
- 4-20 他の税制特例との重複適用は可能ですか。
- 4-21 広域で活動を行っている場合はどこの税務署に問い合わせれば良いですか。
- 4-22 農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。
- 4-23 農業者等が税制特例を活用するための要件は何ですか。
- 4-24 生産方式革新事業活動を行う面積の過半要件は、延べ面積で判断してもよいですか。
- 4-25 計画の申請時に過半である必要はありますか。
- 4-26 どのような者を対象にしていますか。
- 4-27 農業者等の場合、どのような設備が対象となりますか。
- 4-28 税制特例の対象機械等と一体的に整備する機械装置、器具備品、建物等、構築物とは何ですか。
- 4-29 「スマート農業技術を組み込んだ機械装置が効果を発揮するために必要不可欠なもの」で特例の対象となる個数に上限はありますか。
- 4-30 スマート農業技術を組み込んだ機械装置であることや、販売開始から7年以内のモデルであることなどの要件は、どのように確認されるのですか。
- 4-31 「7年以内に販売されたもの」については、機械等を取得した時期からさかのぼって7年以内ということでしょうか。
- 4-32 税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。
- 4-33 令和9年4月以降に機械等を取得した場合は、税制特例は適用されないのですか。
- 4-34 ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等を伴わない、出荷方式の変更の取組のみで税制特例の対象となりますか。
- 4-35 どのようなサービス事業者が税制特例の対象となりますか。

- 4-36 サービス事業者が税制特例を活用するための要件は何ですか。
- 4-37 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね8割以上を占めるとは、農業者ごとに基準を満たす必要がありますか。参加農業者の合計面積に対して基準を満たせばよいですか。
- 4-38 「農業者等の収益に応じた料金体系となっていること」について、具体的にどのような料金体系が対象となるのでしょうか。
- 4-39 計画に参加する農業者以外の農業者に対してサービスを提供することはできますか。
- 4-40 サービス事業を提供するスマート農業機械を格納するための倉庫は税制特例の対象となりますか。
- 4-41 減価償却費の要件はどのように判断するのですか。
- 4-42 減価償却費要件について、税制特例の対象となる機械・装置の価額で判断するのですか。
- 4-43 スマート農業技術を組み込んだ機械装置であることや、販売開始から7年以内のモデルであることなどの要件は、どのように確認されるのですか。(再掲)
- 4-44 どのような食品事業者が対象となりますか。
- 4-45 食品等事業者が税制特例を受けるための要件は何ですか。
- 4-46 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね8割以上を占めるとは、農業者ごとに基準を満たす必要がありますか。参加農業者の合計面積に対して基準を満たせばよいですか。
- 4-47 食品等事業者の場合、どのような設備が税制特例の対象となりますか。
- 4-48 選別用装置等を導入するために、備え付けるために整備する建物は税制特例の対象となりますか。
- 4-49 減価償却費の要件はどのように判断するのですか。(再掲)
- 4-50 減価償却費要件について、税制特例の対象となる機械・装置の取得予定価額で判断するのですか。(再掲)

【1 全般】

1－1 計画の認定についてどこに相談すればよいですか。

主たる事業所を管轄する地方農政局等※にご相談ください。

※地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局をいいます。

1－2 申請受付期間は決まっているのでしょうか。年中申請を受け付けているのですか。

計画の認定申請の受付は通年で行っておりますが、審査にある程度の時間を要するため、時間に余裕をもって事前にご相談ください。

1－3 申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。

原則としてメールにて申請書を提出していただきます。なお、やむを得ない場合には郵送による提出も可能ですので、担当窓口にご相談ください。

1－4 スマート農業技術の中に、畜産業、林業、水産業に関する技術も含まれていますか。

「農業」は耕種農業、畜産農業を含むため、スマート農業技術の中に畜産業に関する技術は含まれますが、林業、水産業に関する技術は含まれません。

1－5 基本方針は一度決定されたら変更・更新はないのですか。

法第6条第3項の規定に基づき、スマート農業技術の発達又は普及の状況その他情勢の推移を踏まえて、必要に応じて見直すこととしています。

1－6 申請した計画の内容は公表されますか。

計画が認定された場合、法第7条第9項及び第13条第9項の規定に基づき、それぞれの計画の概要が公表されます。

1－7 税制特例や融資等、計画認定に伴う特例措置はいつから受けられるのでしょうか。

計画の認定後になります。詳細については特例措置ごとにご確認ください。

1－8 他の補助事業や制度に基づく計画を既に策定している産地でも、この制度を活用することは可能でしょうか。

可能です。

1－9 地方公共団体や公設試験場にはどのような役割を期待しているのでしょうか。

地方公共団体においては、地域の農業の特性を踏まえつつ、

- ① スマート農業技術に適した品種の開発等の試験研究機関としての役割のほか、
 - ② 産地の生産方式等の変革を進めるためのＪＡ等の関係団体を始めとする多様な関係者間の調整を通じたプロジェクトの組成（案件形成）や、
 - ③ 栽培技術等に専門的知見を有する普及指導員が、生産方式の変革に取り組む農業者の栽培体系の変更を現場でスマート農業技術活用サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）とも協力しながらサポートする役割
- 等を担っていただくことを期待しています。

１－１０ ＪＡにはどのような役割を期待しているのでしょうか。

スマート農業技術の効果的な活用のためには、スマート農業機械の稼働率の十分な確保やスマート農業技術に適した品種・栽培体系への変更、サービス事業者の活用、さらには流通・販売戦略とも連携することが重要です。

各地域で農業・農村のいわば「インフラ」を担うＪＡにおいては、例えば、

- ・ 生産部会単位など複数の農業者のまとまり（産地）の形成の促進
- ・ スマート農業技術に適した品種・栽培体系への変更に向けた指導
- ・ 地域の実情に応じた農作業の請負等を行うサービス事業の立上げ
- ・ スマート農業技術の導入と併せて行う産地としての出荷・販売戦略の高度化などの積極的な役割を期待しています。

１－１１ 法第 23 条において、実施状況報告に応じない場合又は虚偽報告について罰則が規定されていますが、過失であっても罰せられるのですか。

過失であった場合、直ちに罰則が適用されることにはなりませんが、過失がないように事前によくご確認ください。

１－１２ 基本方針において、「農業者等は、（中略）営む農業に係るデータその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産の保護（中略）に留意する」とありますが、どのようなことに取り組めばよいですか。

スマート農業技術の活用に当たっては、新品種やデータ等の知的財産が、意図しない形で流出しないよう保護が徹底され、活用されることが重要です。

このため、農林水産省が実施する農業知財の保護・活用に関するセミナーを受講いただき、どのようなデータやノウハウ、栽培技術等が保護すべき知的財産にあたり、現場でどのように保護に取り組む必要があるかを知っていただくことが望ましいと考えています。その上で、データを扱う場合は、農林水産省が策定した「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」、ノウハウや企業秘密を扱う場合は「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」に準拠してください。

セミナーについては、農林水産省輸出・国際局知的財産課へお問い合わせください。

【2 生産方式革新実施計画】

2-1 どのような者が申請できますか。

農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が対象です。また、農業者等と連携するサービス事業者や食品等事業者も計画に含めることができます。

2-2 複数県にほ場がまたがっている団体で、所管する農政局が異なる場合はどこに申請すればよいですか。

代表者の住所地を管轄する地方農政局等へ申請してください。

2-3 「農業者が組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者となっている団体を含む。）」とはどのような団体ですか。

法第2条第2項に規定する「農業者又はその組織する団体」には、個人経営体である農業者のほか、農地所有適格法人、農事組合法人、農地を借り受けて農業経営を行う法人、農業協同組合、農業協同組合連合会等、農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人、農業協同組合内の農業者で構成される生産部会や集落営農組織等、農業者を構成員とする任意の組織等が該当します。

2-4-1 JAなどの農業者の組織する団体が申請主体の場合は、計画に参加する農業者の全てを計画に明記する必要がありますか。

必ずしも全ての農業者を計画上に明記する必要はありませんが、団体として認定された場合であっても、税制等の特例を構成員等が個別に活用する場合は、生産方式革新実施計画に所定の様式を添付することで団体の構成員として取組を行う農業者ごとにその取組を明記する必要があります。

2-4-2 JAが申請主体となり、とある品目に係る生産方式革新事業活動に取り組む場合、当該品目の生産に取り組む組合員のみが生産方式革新事業活動に取り組めばよいですか。

JAとして計画を申請する場合は、当該農協の組合員である農業者全員が生産方式革新事業活動に取り組む必要があります。そのため、生産方式革新事業活動に取り組む品目の生産部会等の団体での申請をご検討ください。

2-4-3 JA自体が生産を行っている場合は、JAが1農業者として申請することは可能ですか。

可能です。

2-5 農業者が単独で生産方式革新実施計画を作成することは可能ですか。

可能です。いずれにせよ、スマート農業技術の活用に要する費用に比べ、その活用

による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模で生産方式革新事業活動に取り組むことに留意ください。

2-6 1 農業者が複数の生産方式革新実施計画に参加することは可能ですか。

例えば、同一農業者が複数の品目を生産している場合等にあつては、それぞれの品目で計画を作成・実施する場合があります。

2-7 種苗生産農家は対象となりますか。

種苗の生産は農業であるため、対象となります。

2-8 サービス事業者や食品等事業者と共同で申請する必要はありますか。

農業者のみで申請することが可能です。

2-9 サービス事業者や食品等事業者など、連携する事業者を見つけることへの支援措置はありますか。

サービス事業者とのマッチングを目的にポータルサイトを構築していますので、ご利用ください。

URL：農辞苑（agventurelab.or.jp）

2-10 飼料生産を行うコントラクターが申請者となることはできますか。

飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負うコントラクターについては、農業者等に該当しないため、単独で申請して計画認定を受けることはできません。

2-11 農業者を主な構成員とする協議会に、地方公共団体やメーカー、研究機関等が含まれる場合も申請主体になることはできますか。

生産方式革新実施計画に申請することができる団体は、生産方式革新事業活動に取り組む農業者のみで構成される団体に限られます。そのため、農業者以外が構成員に含まれる団体による申請はできません。

2-12 計画の認定を受けた者はどのような特例を活用することができますか。

生産方式革新実施計画の認定を受けた者は、認定生産方式革新実施計画に基づく生産方式革新事業活動の実施にあたって、

- ・日本政策金融公庫の長期低利資金の貸付け
- ・野菜生産出荷安定法の特例
- ・航空法の特例
- ・農地法の特例
- ・税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）

といった特例を活用することができます。

2-13 どのような品目でも生産方式革新実施計画を作成できますか。

品目に限定はありません。

2-14 複数の品目で生産方式革新実施計画を作成できますか。

導入するスマート農業技術及び新たな生産の方式の導入を品目横断的に行うなど、計画全体として一貫性があれば複数品目を1つの計画で申請することも可能です。

2-15 同一品目で異なる生産方式革新実施計画を作成できますか。

計画全体の一貫性があれば基本的には同一の計画として提出いただくことを想定していますが、実施内容や実施体制に照らして別計画とすることも可能です。

2-16 面積要件はありますか。

品目により状況が様々である中、一律の面積要件を設けていませんが、複数の農業者による取組等を通じて、スマート農業技術の活用に必要な費用に比して、その活用による効果が十分に得られる規模で生産方式革新事業活動に取り組む必要があります。

2-17 経営面積のどの程度の割合で生産方式革新事業活動に取り組む必要がありますか。

生産方式革新事業活動により生産される農産物の作付面積又は売上高が当該農業者等の行う農業（当該生産方式革新事業活動を行う品目に限る。）に係る作付面積又は売上高のおおむね過半で行われること、もしくは生産方式革新事業活動により生産される農産物の作付面積が、認定農業者（※）のいる農業経営体における直近の類別作付（栽培）面積（家畜については飼養頭羽数）（当該生産方式革新事業活動を行う品目が含まれる類別に限る。）の全国平均の5倍以上で行われることが必要です。

※農林業センサスにおける認定農業者を指す

2-18 生産方式革新事業活動に取り組む面積を過半とすることについて、計画初年度から満たす必要はありますか。

スマート農業技術等の活用及び新たな生産の方式の導入については、原則、計画初年度から実施する必要がありますが、各認定要件を目標年度までに達成する計画であれば、認定を受けることができます。

2-19 既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。

既にスマート農業技術を活用している場合でも、当該技術に合わせた生産の方式を新たに実施する場合や、その新たに実施する生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。

2-20 既にスマート農業技術の活用と当該技術に合わせた生産の方式を導入している場合は申請できますか。

既にスマート農業技術の活用と当該技術に合わせた生産の方式を導入している場合でも、スマート農業技術の活用及び当該技術に合わせた生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。なお、本法はスマート農業技術に合わせた生産の方式に取り組むことでスマート農業技術の効果を発揮させることを目的としていることから、スマート農業技術の活用に取り組む面積の拡大のみを行う場合は認定を受けることができず、併せてスマート農業技術に合わせた新たな生産の方式に取り組む面積の拡大を伴う必要があります。

2-21 複数の農業者等が共同申請を行う場合や構成員の取組を代表して団体が申請を行う場合、共同申請者の全員又は団体の構成員の全員が新たな生産の方式の導入を行う必要がありますか。

複数の農業者等が共同で申請を行う場合や団体が代表して申請を行う場合、

- ・ 計画にスマート農業技術の活用と合わせた生産の方式を新たに実施する農業者又は、その新たに実施する生産の方式に取り組む面積を拡大する農業者が含まれていること（既存の取組のみは不可）
- ・ 計画に参加する全ての農業者が、スマート農業技術の活用と、上記の生産の方式に取り組んでいる又は新たにに取り組むこと

が必要です。

2-22-1 生産方式革新実施計画の実施期間はどのように設定すればよいですか。

原則5年以内で取り組むものとします。ただし、果樹等永年性作物の植栽を伴う場合等の特段の事情を有する場合には10年以内で取り組むことができます。

また、サービス事業者や食品事業者が、申請者である農業者等のために導入する設備等について投資促進税制を活用する場合は7年以上で取り組む必要があります。

2-22-2 実施期間に関して、起算時期の基準はありますか。

生産方式革新事業活動の実施期間（通常5年以内）は、原則として、想定される生産方式革新実施計画の認定月から起算するようにしてください。生産方式革新事業活動の実施と補助事業等の実施は異なる概念であるため、計画認定を前提として補助事業等を活用する場合であっても、補助事業等の実施開始月から起算するのではなく、あくまで計画の認定月から起算してください。

2-23 地域計画との整合性を取る必要はありますか。

生産方式革新実施計画については、農業経営基盤強化法に基づき地域で策定される

地域計画との整合性を取る必要があります。なお、申請時点で整合性が取れていない場合であっても、申請予定の生産方式革新実施計画と整合性を取るために地域計画を改正することが確実である場合は、この限りではありません。

2-24 他の地域で既に取り組まれている生産方式革新事業活動と同じ取組内容であっても、認定の対象となりますか。

認定の対象となります。

2-25 認定を受ける手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。

計画承認申請時点からの審査に要する期間は、原則1カ月が目安となります。ただし、取組内容によって審査に1か月以上期間を要する場合もあるため、事前の相談をお願いします。

また、日本政策金融公庫による融資を受けたい場合は、計画申請の事前相談と同じタイミングで、最寄りの日本政策金融公庫の窓口までご相談ください。

2-26 いつまでに認定を受ける必要があるのでしょうか。また、計画認定前に、申請した取組の内容に着手することは可能でしょうか。どの程度の着工・着手であれば認められるのでしょうか。

計画に位置付ける取組を実施する前に計画認定を受ける必要があります。ただし、計画の取組を実施するに当たって、例えば施設整備（スマート選果施設、高軒高ハウス等）や大区画化等の農地基盤整備を行う場合、施設整備や農地基盤整備については、計画認定を受ける前に着工していても構いません（ただし、当該施設や農地で営農活動を行う前である必要があります。例えば、1年前に農地の大区画化を行っており、当該農地ですでに営農活動を開始している場合は対象になりません）。

一方でその場合、着工済の施設等については、金融上、税制上の特例措置の対象にはなりませんので、個別にご確認ください。

いずれにしても、着手に当たる行為は、取組内容などによって異なりますので、個別にご相談ください。

2-27 生産方式革新実施計画申請時に添付する、農業機械メーカー等が発行したカタログ、書類にはどのようなことが記載されていればよいですか。

申請する機械等の概要や型式、性能などが記載されたカタログや取扱説明書を添付してください。また、これらの書類にスマート農業技術の導入の効果を十分に発揮させる取組に係る記載がある場合は、当該箇所もあわせて添付してください。

また、必要に応じて、新たな生産の方式の内容が、活用するスマート農業技術の効果の発揮にどう関与するかを示す関連資料等をご提出ください。関連資料としては、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・スマート農業実証プロジェクトに基づく手引き

- ・各都道府県におけるスマート農業推進の手引き・指針
- ・当該スマート農機のカatalogや取扱説明書
- ・メーカーからの問い合わせ回答
- ・品種を変更する場合は品種特性に係る関連文書
- ・公表しているものが無い場合は、生産性向上の程度がわかる根拠を示した上で確認など

2-28 この法律で支援対象となる「スマート農業技術」を組み込んだ農業機械等にはどのようなものがあるでしょうか。

例えば、以下のような機械・設備等を想定しており、一般的にスマート農業機械と呼ばれているものが含まれると理解していただいて構いません。

- ① 衛星測位、カメラ画像等のセンシングデータを基に自律で走行又は自動で操舵（作業を含む。）等を行う機能を有する農業用機械（自動走行トラクタ、可変施肥システム、野菜・果樹等の自動収穫ロボット等）
- ② 農業用ドローン（農薬散布、ほ場内を撮影し生育情報のデータ化を行うセンシング等）
- ③ 農業用センサ等によりデータを収集し、当該データを遠隔地に通知し、又は当該データに基づく予測・診断又は自動・遠隔で環境等の制御が可能なシステム（ハウス内環境制御システム、病害虫の発生予測・病害虫診断システム等）
- ④ 農業用経営管理システム（農機等と連携して作業データを自動入力・出力する農業用ソフトウェア、ほ場管理システム、収量・出荷予測システム、流通・販売管理システム等）
- ⑤ その他センサ・制御系及び駆動系を有し、又は遠隔操作等により動作する農業用機械等（搾乳ロボット、自動選別機、リモコン草刈機等）

2-29 この法律で支援対象とならない農業機械等にはどのようなものがあるでしょうか。

この法律で支援対象としているのは、

- ・農業機械等に組み込まれること、
 - ・遠隔操作、自動制御その他の情報通信技術を用いた技術であること
 - ・農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替等することにより、農業の生産性を相当程度向上させること
- のいずれにも該当するものです。

例えば、太陽光発電設備や一般的な天気予報アプリ、汎用会計ソフト、スマートフォンなどの汎用デバイス等、主として農業の用に供するといえない汎用的機能を持つものは、「農業機械等」には該当しないため、支援対象外です。

また、空気圧式アシストスーツ、遠隔操作や自動走行機能の付いていない収穫機は、

情報通信技術を用いたものに該当しないため、支援対象外です。

さらに、一般的な農業用トラクタ（自動制御機能が搭載されていないもの）は、慣行農業に比べて農作業の生産性を相当程度向上させるものに該当しないため、支援対象外です。

2-30 開発や試験研究段階の機械等も認定の対象に含まれるのでしょうか。

メーカーがその性能や適切な生産方式の導入内容を示した市販されているスマート農機機械や生産性の向上の効果が客観的に示されたプロトタイプのものを含みます。

2-31 既にスマート農業技術を導入している場合でも、生産方式革新実施計画の認定を受けることができますか。

既に導入済のスマート農業技術について、その効果を十分に発揮させるための生産の方式の導入に新たに取り組む場合には、認定の対象となります。

なお、複数の農業者等が共同で生産方式革新事業活動を行おうとする場合には、計画全体で要件を満たせば認定の対象となります。

2-32 中古のスマート農業機械等を導入することは可能ですか。

可能です。

ただし、中古のスマート農業機械等については、税制特例を適用できませんのでご注意ください。

2-33 複数のスマート農業機械を導入することはできますか。

導入する生産の方式の内容と関連するスマート農業機械等であれば可能です。

2-34 生産方式革新実施計画において導入するスマート農業機械等は、全て計画初年度に導入する必要がありますか。

新たなスマート農業機械の導入については、計画初年度から実施していただくことが望ましいですが、実施コストや経営リスク等を考慮し目標年度までに導入することも可能です。ただし、目標年度時点で労働生産性の目標等の要件は満たしていただく必要があります。

2-35 生産方式革新事業活動の内容である「スマート農業技術の活用」と「新たな生産の方式の導入」は、どの程度の関連が必要ですか。

関連の程度について一律の基準はありませんが、「新たな生産の方式の導入」の内容が、活用するスマート農業技術の性格や生産する農産物の特性に応じて適切であり、かつ当該スマート農業技術による農作業の効率化等の効果の発揮に寄与することの客観的な因果関係が認められる必要があります。

2-36 スマート農業技術の活用と、新たな生産の方式の導入は、必ず計画初年度から行う必要がありますか。

スマート農業技術の活用及び新たな生産の方式の導入については、計画初年度から実施していただくことになりますが、実施コストや経営リスク等を考慮し段階的に実施することも可能です。

2-37 「農産物の新たな生産の方式の導入」とは、どのようなものを想定しているのですか。

主に以下の3つを想定しています。

- ① スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種の導入
(例) 自動走行収穫機を導入し、自動走行に適した形状のほ場（枕地の確保や畝間の拡大）へ変更することにより、省力化を実現
- ② スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷の導入
(例) 自動収穫機の導入と併せ、仕向け先を加工・業務用に転換することに伴い、出荷方法を段ボール出荷から鉄コンテナ出荷に変更する
- ③ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入
(例) 食味計付き収量コンバインを導入し、得られたデータを計画内の農業者間でデータを共有して翌年の基肥に活用して可変施肥を行うことにより、生産性を向上

また、品目、地形等が多岐にわたる我が国農業においては、新たな生産方式の導入のパターンが多岐にわたることも踏まえ、スマート農業技術の性格や、生産する農産物の特性に応じてその効果を十分に発揮するために必要不可欠な生産の方式がある場合は、認定の対象とすることも可能です。

2-38 労働生産性は、どのように算定しますか。また、JA等が産地の農業者をまとめて計画を作成する場合は、農業者全員分の経営データを産地内で共有して計算する必要があるのですか。

計画に係る品目の農業者全員の営業利益、人件費及び減価償却費を合計した金額（付加価値額）を、「農業者全体の取組人数と労働時間の積（総労働時間）」又は「農業者全体の取組人数」で除したものになります。

ただし、取組人数が多数に上る場合やほぼ当該産地又は地域単位の統計データで代替可能な場合等は、取組農業者の中からの一定数以上のサンプル調査結果や統計データを用いることは可能です。

なお、JA等が取りまとめて計画を作成する場合、算出根拠となる個々の農業者の経営データは、産地内で共有せずにJAがとりまとめて目標を計算することも可能です。

2-39 付加価値額のみを向上させることによって労働生産性を向上させる計画は、生産方式革新実施計画の対象となりますか。

対象となります。

2-40 労働生産性や所得を比較するための現状値はどのように設定すればよいですか。

原則として、取組を開始する前年度の値を現状値としてください。ただし、取組の前年度が気象災害などにより異常値となる場合は、直近3か年の平均等を用いることができます。

2-41 所得は、どのように算定しますか。

農業所得は農業粗収益から農業経営費を差し引いた金額です（ただし、自家労賃は含める必要はありません。）。

なお、2以上の農業者が共同申請する場合、取組農業者全員の当該農業所得を合計した金額を指します。

2-42 「所得が実施前と比較して維持され、かつ、正となるよう取り組むものとする。」とありますが、計画認定前の所得が赤字の場合、赤字額が小さくなれば良いですか。また、計画参加者全員がそれぞれ満たす必要がありますか。

計画認定前の所得が赤字（負）の場合、実施期間の終了時において黒字（正）となる必要があります。なお、計画認定前の所得が黒字（正）の場合は、少なくとも計画認定前の所得を維持する必要があります。

なお、計画参加者全体で所得が実施前と比較して維持され、かつ、正となるよう取り組むこととしております。

2-43 売上高を構成する収量や販売単価については年次変動が大きい場合がありますが、そのような場合は何かしらの考慮がされるのでしょうか。

地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の単収や販売単価を地域（県又は国を含む）の目標年度の単収や販売単価で除した補正係数を用いて算出する等、合理的な補正を行うことは可能です。

2-44 生産方式革新実施計画に記載できるサービス事業者は、どのような者ですか。

スマート農業技術を活用して、専門作業受注型、機械設備供給型、人材供給型、データ分析型のサービスを提供する者が対象になります。

2-45 生産方式革新実施計画にサービス事業者が位置付けられることで、サービス事業者にはどのようなメリットがありますか。

認定された生産方式革新実施計画に位置付けられたサービス事業者は、

- ・ 日本政策金融公庫の長期低利資金の貸付け
- ・ ドローン飛行に係る航空法に基づく手続の簡素化
- ・ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）（※専門作業受託型のみ）

といった特例を活用することができます。

2-46 サービス事業者の中で、どのような人材供給型のサービスが対象になりますか。

派遣先でスマート農業技術を活用した作業（スマート農機の操作やデータ分析など）に従事する場合に対象になります。

2-47 農業者等に対してスマート農業機械のリースを行うサービス事業者も計画に記載できますか。

可能です。

2-48 計画に記載できる「食品等事業者」には、どのような業種が含まれますか。

対象となる食品等事業者は、法第7条第3項第2号の規定に基づき、農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者です。

計画の申請を行う農業者等の行う生産方式革新事業活動の促進に資する取組として、食品等事業者が農産物又は食品の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入を図るための措置を行う場合に対象となります。

2-49 小売店は、「食品等事業者」に該当しますか。

該当します。

2-50 畜産物の流通段階等の事業者は、「食品等事業者」に該当しますか。

該当します。

2-51 農産物を原材料として用いない飼料の製造等を行う事業者は、「食品等事業者」に該当しますか。

法第7条第3項第2号に規定する「食品等事業者」の定義に照らして、農産物を原料としていない飼料の製造等を行う事業者は「食品等事業者」には該当しないため、生産方式革新実施計画の対象となりません。

2-52 食品等事業者が申請主体となることはできますか。

生産方式革新実施計画の申請主体は、農業者等であることが必要です。

食品等事業者は、申請者である農業者等とともに生産方式革新実施計画を作成する必要があります。

2-53 食品等事業者等も、スマート農業技術を用いた設備等を活用する必要がありますか。

食品等事業者等がスマート農業技術を活用する必要はありません。

なお、スマート農業技術は、農業用の機械に組み込まれて活用されるものであり、農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売のために用いられる機械は、スマート農業機械に該当しません。

2-54 スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入とは、具体的にどのような取組ですか。

例えば、農業者等が自動収穫機の導入と併せて行う品種の切替えにより、食品等事業者が当該生産物の引受けにあたり必要となる製造・加工施設や集出荷施設の増改修や工程の変更等が対象になります。

その他、農業者等が自動収穫機の導入と併せて行うコンテナ出荷等の荷姿の変更により、食品等事業者が当該生産物の引受けにあたり必要となる製造・加工施設や集出荷施設の増改修や工程、出荷規格の変更等も対象となります。

2-55 農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び効率的な実施とは、具体的にどのような取組ですか。

例えば、農業者等のスマート農業技術の導入を契機に、農業者等がこれまで行っていた選別・調製等の作業を、食品等事業者が選果場の整備等による効率化と併せ代わって実施する取組です。

また、元々、食品等事業者が選別・調製等の作業を行っていた場合であっても、自動収穫機による収穫で規格が不揃いになる収穫物を、画像認識による選別機を新たに導入し効率的な選別、調製等を行う等、スマート農業技術に適合した効率的な取組を新たに行う場合は対象になります。

2-56 農業者やＪＡが行う新たな製造、加工、流通又は販売の導入の取組も対象となるのでしょうか。

申請者である農業者やＪＡが行う製造、加工等の取組については、当該取組が法第2条第3項第2号（新たな生産方式の導入）に該当する場合は対象となります。具体的には、基本方針の2（1）②ロに規定する「スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した出荷方法の導入」に該当する場合等が考えられ、例えば、自動収穫機の特性により生じうる規格外品を自らが加工する取組等が該当します。

また、申請者である農業者等が別にいて、農業者やＪＡが新たな製造、加工、流通又は販売の導入を行う場合、主業を問わず、法7条第3項第2号に規定する新たな製

造、加工、流通又は販売の導入の取組に該当する際は認定の対象となります。例えば、JAが行う加工場の整備についても、「スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入」に該当する場合は対象になります。

2-57 食品等事業者が行う収穫機の貸出しや農作業の受託は、認定の対象となりますか。

対象となります。その場合、サービス事業者の取組として計画に記載することが必要です。

2-58 スマート農業技術を使って作られた農産物を海外に輸出する取組は認定の対象となりますか。

農業の生産性向上に資する観点から、農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に輸出の取組が寄与する場合は、認定の対象となります。

例えば、スマート農業技術に適合した品種や栽培方法により得られた農産物が有する機能や特性から、海外市場での需要が強い等がある等、スマート農業技術の活用と当該農産物の仕向け先として輸出を選択することに、一定の関連がある場合等が対象となります。

2-59 食品等事業者が共同して、新たな製造、加工、流通又は販売の導入を行う場合は対象になりますか。

対象になります。その際、各々の者が取り組む内容や果たす役割が明確かつ合理的であることが必要です。また、新たな製造、加工、流通又は販売の導入の取組にあたっては、生産方式革新事業活動の促進に資する観点から必要な取組のみが計画認定の対象であることにもご留意ください。

2-60 実施状況報告は毎年行うのでしょうか。

計画実施期間の各事業年度における実施状況について、5月31日までに報告が必要です。

2-61 認定後に計画のフォローアップはあるのでしょうか。

実施状況報告の内容を踏まえ、必要に応じて指導等を行うことがあります。

2-62 目標は農業者ごとに達成する必要がありますか。

生産方式革新事業活動の目標は計画全体で達成してください。

2-63 実施期間内に目標を達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。

実施期間内に目標が達成できなかったことを理由として、ただちに認定が取り消されるわけではありません。ただし、目標が未達成となった原因を分析した上で、実施

状況報告に記載して提出いただく必要があります。

2-64 計画を変更する場合、何か手続は必要ですか。軽微な変更であっても、手続は必要ですか。

計画変更は法第8条第1項の規定に基づき、地方農政局等あてに変更申請の手続を行ってください。軽微な変更該当する場合は、同条第2項の規定に基づき、地方農政局等あてに届出を行います。

計画変更が必要な事項としては、生産方式革新事業活動の行為の変更（導入するスマート農業技術の変更、ほ場の変革内容の変更等）や支援措置の変更といった事項です。認定計画の趣旨の変更を伴わない場合には、軽微な変更となります。軽微な変更にあたるかどうかは、個別事案毎に判断することとなりますので、地方農政局等の担当窓口まで事前にご相談ください。

軽微な変更該当する変更は以下のとおりです。

- ・氏名・住所等の変更
- ・実施期間の6月以内の変更
- ・実施に必要な資金の額の10%未満の増減を伴う変更
- ・地域の名称や地番の変更その他計画内容の実質的な変更を伴わないと認められる変更等

2-65 計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。

変更の内容が支援措置に関わる内容であるか否かで異なりますので、地方農政局等にご相談ください。

2-66 日本政策金融公庫の長期低利融資を活用したい場合、どのような手続が必要ですか。

計画内容について地方農政局等に事前相談をいただくとともに、融資についてはお近くの日本政策金融公庫に事前相談をお願いします（地方農政局等と日本政策金融公庫の間でも、相互に情報共有する場合がありますのでご承知おきください）。

地方農政局等、日本政策金融公庫それぞれの事前相談が終わりましたら、正式に生産方式革新実施計画の申請をしてください。

2-67 補助金と公庫融資を併用することは可能でしょうか。

可能です。

2-68 スマート農業技術の導入や、その効果を発揮するための新たな生産の方式の導入に必要な資金は自己資金やリースで調達し、一般的な設備等の整備のみに融資特例を活用することはできますか。

生産方式革新事業活動の要件を満たした上で、当該事業活動の実施に必要な範囲の

取組であれば、一体的に計画認定及び公庫融資を受けることが可能です。その場合、一般的設備の整備も計画に記載する必要があります。

2-69 設備投資以外の諸費用（システム構築費用、研修費や販売促進費など）は、融資対象となりますか。

融資対象となります。

2-70 販売促進費等の運転資金は、設備資金とセットでなくとも融資対象となりますか。

融資対象となります。

2-71 野菜法の特例にはどのようなメリットがありますか。

生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等について、野菜法に規定する指定産地外であっても、不作時の野菜の供給確保に必要となるかかり増し経費に対して、（独）農畜産業振興機構（ALIC）の交付金を交付できることとなります。

これにより、例えば、外食事業者等の実需と連携した全国各地の複数の野菜農業者がスマート農業機械を導入して生産性を高めつつ、安定的に野菜を供給しようとする場合に、指定産地外であっても、指定産地と遜色なく、セーフティネット支援が受けられることとなります。

2-72 野菜法の特例措置を受ける場合の要件はありますか。

野菜法の特例措置を受ける場合は、産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の合計作付面積が、「2ヘクタール/1経営体×産地連携野菜供給契約に係る農業経営体の数」により算出される数値を超える必要があります。

2-73 航空法の特例について、どのように手続をすればよいですか。

航空法の特例の活用を希望する場合は、地方農政局等にご相談ください。生産方式革新実施計画の申請の際に、航空法特例に係る様式に必要な事項を記載の上、申請してください。

2-74 航空法の特例について、実際に飛行させる前の飛行計画の通報、飛行を実施した場合の飛行日誌の記載は農業者等が行うことになるのですか。

飛行計画の通報と飛行を実施した場合の飛行日誌の記載は従前のおり、農業者ご自身が行う必要があります。

2-75 計画の認定を受けた後に農業用ドローンを導入する場合も航空法の特例は受けられますか。

計画の認定を受けた後に導入したドローンに航空法の特例を受けたい場合には、計

画の変更の申請が必要です。

（本法律の航空法の特例を活用せず、航空法に基づく許可・承認の申請を行うことも可能です。）

2-76 計画の実施期間中に、ドローンを買替えたり、操縦者を変更したりする場合には、どのような手続が必要ですか。
--

引き続き航空法の特例の適用を受けたい場合には、計画の変更の申請を行う必要があります。

【3 開発供給実施計画】

3-1 開発供給実施計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか。

開発供給実施計画の認定を受けた者は、認定開発供給実施計画に基づく開発供給事業の実施にあたって、

- ・ 農研機構の研究開発設備等の供用
- ・ 日本政策金融公庫の長期低利資金の貸付け
- ・ ドローン飛行に係る航空法に基づく手続の簡素化
- ・ 種苗法の特例（出願料・登録料の減免）
- ・ 農業競争力強化支援法の規定に基づく中小機構による債務保証
- ・ 登録免許税の軽減

等の特例を受けることができます。

3-2 開発供給実施計画の認定による補助金の採択上の優遇措置はありますか。

開発供給実施計画の認定を受けることで、令和7年度予算から、スマート農業技術活用促進総合対策をはじめとした関連予算について、申請要件とすることや優先採択等とする優遇措置を設けることを検討しています。

詳細はスマート農業技術活用促進法の認定による主な補助事業等の優遇措置についてまとめた資料をご参照ください。

3-3 申請者となれるのはどのような者ですか。また、共同申請は可能ですか。

農機メーカーやスタートアップ、大学等の研究機関など、国が定める開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）に資するスマート農業技術等の開発と供給に一体的に取り組む者であれば申請者になり得ます。また、複数の事業者がいる場合は、代表者を定めた上で、共同で計画を申請することも可能ですので、例えば、開発を行う者と供給を行う者が共同申請することで、開発と供給に一体的に行う計画として申請することもできます。

3-4 スマート農業技術の開発のみ、または供給のみを行う場合、開発供給実施計画の認定を受けることはできますか。

開発供給事業は、国が定める開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）の達成に資するスマート農業技術等の開発と供給に一体的に取り組んでいただく必要があります。したがって、開発のみもしくは供給（普及）のみを行う計画は、認定の対象外となります。

3-5 既存製品に組み込まれている技術を改良して性能の向上や適用範囲の拡大を図る取組は、「開発」に該当しますか。

「開発」とは、農業資材について新たな機能又は性能を構築するために行うスマー

ト農業技術等に関する試験研究（まだ実用化されていない技術を実用化（供給）するレベルまで引き上げる取組）をいい、農業資材に組み込まれるものとして既に確立されたスマート農業技術等について、その性能の向上や適用範囲の拡大等の技術上の改良を図る取組を含みます。

3-6 開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）とは何ですか。

開発供給事業の促進の目標とは、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応するため、法第2条第5項に規定する「農業において特に必要性が高い」と認められる技術として、農林水産大臣が定める基本方針に示すスマート農業技術等を実用化することにより、生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を構築するために定めるものです。

これは、①営農類型ごとに、②周年作業の中でも特に労働時間・負荷がかかるために現場からの省力化ニーズが高く、かつ、スマート農業技術等の開発が遅れている作業を特定した上で、③当該作業について、人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要となるスマート農業技術等を目標として設定しているもので、具体的には基本方針第二の1（2）において規定しています。

3-7 開発供給事業の促進の目標に該当しないスマート農業技術等の開発供給実施計画は認定されないのですか。

開発供給事業の促進の目標の「スマート農業技術等」の欄に具体的に例示されていない技術であっても、開発供給事業の促進の目標の達成に資する技術であれば、対象となりえます。

3-8 「重点開発目標の達成に資する」とは、どのような観点で審査されるのでしょうか。開発供給事業の促進の目標の生産性向上に関する目標の数値を達成する技術でないと開発供給実施計画は認定されないのですか。

開発供給事業の促進の目標に定める生産性の向上に関する目標は、開発するスマート農業技術等に加え、当該技術の効果を向上させる生産方式の転換の取組等を含めた技術体系を構築することで達成を目指すものであることから、必ずしも開発するスマート農業技術が単独で開発供給事業の促進の目標に定められた生産性向上に関する目標の数値を達成する必要はありません。

具体的には、当該スマート農業技術等が位置付けられた農作業の区分ごとに掲げる生産性の向上に関する目標数値の原則9割以上を達成する技術であるかを確認します。

ただし、開発する技術やその対象とする品目等の性質により目標数値の9割以上を達成することが困難な場合、達成が困難である合理的な理由及び目標の達成に向けた追加的な取組が明確に示され、かつ基本方針（特に、第二の2（1）①ハ）に照らし

て合理的と判断できる場合においては、認定の対象となり得ます。

3-9 開発供給事業の促進の目標の生産性向上に関して、比較対象とする慣行的な数値はどのように算出すればよいのですか。

申請者が調査した数値や生産統計や農業経営指標等の数値が比較対象となります。また、統計による数値を活用する場合は必ずしも前年度の数値等である必要はなく、例えば2020年度までの数値でも比較対象とすることが可能です。

加えて、例えば中山間地域で生産性を向上させる技術である場合、必ずしも全国の統計の数値を使用する必要はなく、中山間地域の数値を比較対象とすることも可能です。

3-10 農研機構の研究開発設備等の供用により、利用可能な設備等はどのようなものがありますか。

当面は、令和5年度補正予算でスマート農業実証フィールドの整備を行っているつくば・つくばみらい、盛岡、筑後の3地区のほ場及び3地区に導入したスマート農機が供用の対象設備等ですが、今後、事業者ニーズ等も踏まえ、農研機構において具体的に定めてまいります。なお、利用可能な設備等の一覧については、農研機構HPで公表しています。

3-11 農研機構の施設供用には何か条件がありますか。

開発供給事業を行おうとする者は、農研機構の保有する研究開発設備等の利用に関する事項（法第13条第3項第4号）として、開発供給実施計画に計画作成時点で想定している①施設・機械等の名称、②利用の目的、③利用の期間等を記載していただく必要があります。

また、認定開発供給事業者は、実際の設備等の利用に当たって、農研機構が定める規程及び約款に基づき農研機構と契約を締結していただくこととなります。契約にあたっては、農研機構と事前相談を行い、内諾の上、申請書をご提出いただきます。規程、約款及び申請書等の様式については農研機構HPで公表しています。

3-12 農研機構の施設供用には費用がかかりますか。

利用にあたっては、実費相当額を利用者に負担いただきます。

3-13 農研機構の施設供用と、農研機構との共同研究の違いは何ですか。

農研機構と共同研究を行う場合は、共同研究契約を締結する必要があります。一方、本法律に基づく農研機構の研究開発設備等の供用を受ける場合は、農研機構が定める約款に基づく契約となり、共同研究契約よりも簡易な手続で農研機構の保有する研究開発設備が利用可能となります。

3-14 農研機構の専門家の派遣協力とは何ですか。派遣を依頼したい場合の条件や費用などはありますか。

「専門家の派遣その他必要な協力の業務」については、農研機構の研究開発設備等を利用することと併せて、例えば、農研機構の専門家の知見を活用したい場合や、機器の運転等に関する技術代行を依頼したい場合等、利用者が希望する場合に、農研機構は必要な協力業務を行うことができる仕組みとしています。利用にあたっては、専門家派遣料などの実費相当額を利用者に負担いただきます。

また、農研機構の専門家の派遣を受けたい場合には、農研機構への事前相談をお願いします。

3-15 開発供給実施計画の認定を受けた場合の日本政策金融公庫資金の長期低利融資の使途に制限はありますか。

開発供給事業のうち、「研究開発に係る取組」や「合併等の措置」に必要な資金については公庫融資の対象ではありません。

なお、研究開発資金については、農林漁業法人等投資円滑化法に基づき株式会社日本政策金融公庫が出資した民間投資主体からの出資による支援や開発予算等の措置が活用可能です。

また、「合併等の措置」に必要な資金については、民間金融機関からの借入金で充当することが可能であり、借入れに際して、農業競争力強化支援法の特例の要件を満たしている場合、中小機構が保証率 0.3% で借入額 50% ・上限 50 億円まで債務保証を活用することが可能です。

3-16 日本政策金融公庫資金の長期低利融資を受けたい場合の手続はどうなりますか。

公庫資金の貸付けを受けるためには、開発供給実施計画の認定を受けるとともに、別途、公庫による金融審査（事業計画書、決算書など金融審査に必要な資料を公庫へ提出）をクリアする必要があります。そのため、まずは、開発供給実施計画の申請について農林水産省に事前相談をいただくとともに、融資については最寄りの公庫の支店に事前相談をお願いします（事前相談中の計画内容の変更が生じた場合、農林水産省と株式会社日本政策金融公庫の間でも、相互に情報共有する場合がありますのでご承知おきください）。

3-17 技術の開発に関して融資や資金調達を活用したい場合はどうすればよいですか。

研究開発資金については、農林漁業法人等投資円滑化法に基づき株式会社日本政策金融公庫が出資した民間投資主体からの出資による支援や開発予算等の既存の措置が活用可能です。

3-18 開発供給実施計画の認定を受けた場合に受けられる登録免許税の軽減とはどのようなものですか。

国が定める重点開発目標に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した農業機械等やスマート農業技術活用サービスの供給を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に恒常的なコストとして生じる登録免許税を軽減するもので、具体的には、以下の軽減措置が講じられます。

- ①株式会社の設立又は増資の登記：0.35%（本則0.7%：0.35%軽減）
- ②合併による株式会社の設立又は増資の登記：0.1%（本則0.15%：0.05%軽減）
※純増部分については0.35%（本則0.7%：0.35%軽減）
- ③分割による株式会社の設立又は増資の登記：0.5%（本則0.7%：0.2%軽減）
- ④法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記：1.6%（本則2.0%：0.4%軽減）
- ⑤合併による不動産の所有権の移転登記：0.2%（本則0.4%：0.2%軽減）
- ⑥分割による不動産の所有権の移転登記：0.4%（本則2.0%：1.6%軽減）

3-19 登録免許税の軽減を受けたい場合の手続はどうすればよいですか。

まずは、登録免許税の軽減の適用を希望する旨を記した開発供給実施計画を申請いただき、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。計画認定後に、事業者は登記を行う前に、当該登記が租税特別措置法の要件に該当することについての農林水産大臣の証明書（租税特別措置法適用証明書）の交付の申請を行い、当該証明書の交付を受けた上で、法務局等で、当該証明書を添付して登記を行っていただく必要があります。

なお、登録免許税の軽減の適用は、開発供給実施計画の認定の日から1年以内に行う登記に限ります。

3-20 開発供給事業に取り組むための法人を新設して、登録免許税の特例を活用する場合、計画申請の時点で登記を完了して新法人を設立している必要はありますか。

計画の認定時点で登記を行っている必要はありませんが、計画認定後に証明書の発行を受けて、計画認定の日から1年以内に登記を行う必要があります。

3-21 合併等を行い、登録免許税の特例を受けようとする場合、申請時にどのような手続が必要でしょうか。公正取引委員会への届出は必要になりますか。

申請書様式別表1の「合併等の措置」の欄に必要な事項を記載し、添付書類とともに申請してください。

また、下記①～⑥に該当する場合には、開発供給実施計画の申請とは別に、独占禁止法に基づき公正取引委員会への届出を行う必要があります。この場合には、公正取引委員会による企業結合審査を経た上で、開発供給実施計画の申請を行ってください。

なお、下記①～⑥に該当しない場合であっても、必要に応じて公正取引委員会の審査が行われる場合もありますので、公正取引委員会への届出の要否の判断に迷う場合には、事前に、公正取引委員会事務総局企業結合課にお問い合わせください。

詳しくは HP (<https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/teishutsu.html>) を御覧ください。

- ①合併を実施する場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合
- ②共同新設分割を実施する場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ③吸収分割を実施する場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ④株式の取得（取得後の議決権の比率が 20%を超えるものに限る。）を実施する場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 50 億円を超える場合
- ⑤共同株式移転を実施する場合であって、一の会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他の会社の国内売上高合計額が 30 億円を超える場合
- ⑥事業等の譲受けを実施する場合であって、譲受会社の国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、譲渡会社の国内売上高（譲渡に係る部分に限る。）が 30 億円を超える場合

3-22 公正取引委員会への届出は、どのタイミングで行う必要がありますか。

開発供給実施計画に合併等の措置を記載し、登録免許税の特例措置を受けようとする場合には、開発供給実施計画の申請の前に、公正取引委員会へ企業結合に係る届出を行い、企業結合審査を経た上で申請を行うようにしてください。

公正取引委員会の企業結合審査は一定の時間を要するため、合併等の措置を検討している場合には、時間的余裕を持って、早めに公正取引委員会へ届出前相談を行うようにしていただくとともに、その際、開発供給実施計画を申請する予定であることも併せてお伝えください。

3-23 開発中のドローンに関して航空法の特例の適用を受けた際、開発状況により特例を受けていた機体と別の機体を利用したい場合はどうすればよいですか。

航空法の特例の適用を受けるために開発供給実施計画の申請時に様式に記載したドローンの機体の種類に記載していない別の機体で特例を活用したい場合、開発供給

実施計画の変更を行う必要があります。

なお、使用する可能性のある機体が複数ある場合、予め開発供給実施計画の様式に特例の適用を希望する複数の機体を記載して航空法の特例の適用を受けることも可能であり、認定を受けた様式上の全ての機体で特例を活用することができます。

3-24 種苗法の特例により出願料や登録料の減免を受けたい場合にはどうすればよいですか。

まずは、種苗法の特例の適用を希望する旨を記した開発供給実施計画を申請いただき、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

その上で、出願料の軽減の適用を受ける場合には、出願の前に、農林水産省に出願料軽減申請書とともに、当該新品種が認定開発供給事業の成果として育成されたこと等を示す書類を提出し、確認書の交付を受ける必要があります。

また、登録料の軽減の適用を受ける場合には、品種登録の通知後に、農林水産省に出願料軽減申請書とともに、当該新品種が認定開発供給事業の成果として育成されたこと等を示す書類を提出し、確認書の交付を受ける必要があります。

3-25 開発供給実施計画の申請から認定までにはどのくらいの期間がかかりますか。

特例の活用希望状況等、申請内容によって異なりますが、通常は申請から1～2か月程度は審査に時間を要しますので、事前相談も含め、早めにご相談をお願いいたします。

3-26 計画を変更する場合、何か手続は必要ですか。軽微な変更であっても、手続は必要ですか。

計画の変更を行う場合は、法第14条第1項の規定に基づき、農林水産省（農林水産大臣）あてに変更申請の手続を行ってください。また、軽微な変更該当する場合は、同条第2項の規定に基づき、農林水産省（農林水産大臣）あてに届出を行います。

計画変更が必要な事項としては、開発供給事業の取組内容の変更や支援措置の変更といった事項です。認定計画の趣旨の変更を伴わない場合には、軽微な変更となります。

軽微な変更にあたるかどうかは、個別事案毎に判断することとなりますので、農林水産省研究推進課の担当窓口まで事前にご相談ください。

軽微な変更の例としては以下のような事例が想定されます。

- ・氏名・住所等の変更
- ・実施期間の6月以内の変更
- ・実施に必要な資金の額の10%未満の増減を伴う変更
- ・地域の名称や地番の変更その他計画内容の実質的な変更を伴わないと認められる変

更 等

3-27 開発供給実施計画で申請した計画から実際の事業の進捗が遅れてしまう場合にはどうなりますか。認定取消しとなるのでしょうか。

技術の開発・供給に向けた取組が適切に行われていれば、計画の遅れのみを理由にただちに取り消しになることはありませんが、遅れが顕著となる場合には計画変更を行うことが適切となる場合もあるため、そのような場合はご相談ください。

また、開発・供給に向けた取組の実態が無い場合など、個別の事情によっては計画が取り消しになる場合があります。

3-28 開発供給実施計画の認定が取消された場合、受けていた特例はどうなりますか。

各特例措置によって対応が異なりますので、個別にご相談ください。

3-29 計画期間内に目標を達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。

実施期間内に目標が達成できなかったことを理由として、ただちに認定が取り消されるわけではありません。ただし、目標が未達成となった原因を分析した上で、実施状況報告に記載して提出いただくこととなります。

3-30 実施状況報告は毎年行うのですか。

法第21条の規定に基づき、計画実施期間の各事業年度における実施状況について、5月31日までに報告が必要です。

3-31 認定後に計画のフォローアップはありますか。

実施状況報告の内容を踏まえ、必要に応じて指導等を行うことがあります。

【4 スマート農業技術活用投資促進税制】

4-1 税制特例の適用を受けるためには何が必要ですか。

スマート農業技術活用投資促進税制は、認定を受けた生産方式革新実施計画に基づいて行う取組に必要な設備投資を対象とした税制措置です。

ベースとなる通常の計画認定の要件に加え、新たな生産の方式の導入割合や導入するスマート農業機械の販売時期など、税制特例の適用を受けるために必要な要件があります。

4-2 税制特例で受けられるメリットは何ですか。

認定生産方式革新実施計画に基づきスマート農業機械等を導入する際に、特別償却を活用することができます。これにより導入当初の税負担を軽減することが可能です。

4-3 補助金との併用は可能ですか。

可能です。ただし、法人税については、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。また、所得税についても同様の取扱いとなります。

4-4 税制特例の適用対象は中小企業のみですか。

中小企業に限らず、計画の認定を受け、一定の要件をクリアした青色申告書を提出する個人・法人（大企業も含む。）であれば活用できます。

4-5 対象設備の下限価額はありますか。

ありません。

4-6 中古品は税制特例の対象になりますか。

中古品は本税制特例の対象外です。

4-7 機械等の修繕は対象となりますか。

機械等の修繕は、既に有する減価償却資産を当初の機能と同等の状態に戻す行為に過ぎず、対象となりません。（他の投資促進税制も同様の規定となっています。）

4-8 自らが製作し、資産計上した機械等は対象となりますか。

対象となります。

4-9 海外から輸入した機械等は対象となりますか。

国内のものと同様、生産性の向上に資することが客観的な資料で示される場合は対象となります。

4-10 リースにより取得した機械等は税制特例の対象になりますか。

ファイナンスリース取引のうち所有権移転リース取引については対象になりますが、所有権移転外リース取引及びオペレーティングリースについては、本税制特例の対象外です。

4-11 「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。

機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。

4-12 「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのですか。

業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署まで御確認ください。

4-13 税制特例を利用するためには、いつまでに生産方式革新実施計画を申請すれば良いですか。

適用期限は令和9年3月末です。それまでに生産方式革新実施計画の認定を受けた上で設備の取得等をし、事業の用に供する必要があります。

認定手続には一定の期間を要するので、申請が適用期限の直前となる場合は個別に御相談ください。

4-14 計画の認定前に着工した設備は、税制特例の対象になりますか。

計画の認定後に着工・取得を行う必要があります。

4-15 特別償却限度額のうち、当事業年度又は年分に損金又は必要経費の額の計算に算入しなかった額は、繰越可能ですか。

特別償却限度額のうち、当事業年度又は年分に損金又は必要経費の額の計算に算入しなかった額については、翌事業年度又は年分に限り、繰り越すことができます。

4-16 機械等の取得価額はどのような単位で考えればよいですか。

対象となる減価償却資産の取得価額は、

①当該資産の購入代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他当該資産の購入のために要した費用）、

②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額になります。

4-17 計画期間中、税制特例の対象となる機械等の導入年度が異なる場合はどうすればよいですか。

導入年度ごとに、認定計画書等の必要書類を付した上で確定申告してください。

4-18 取得価額に消費税は含まれますか。

消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。

すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。

4-19 導入した機械等を複数の者で共有する場合はどのような扱いになるのですか。

機械等に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。

4-20 他の税制特例との重複適用は可能ですか。

同じ減価償却資産に対して、2以上の税制特例（特別償却、税額控除など）の適用を受けることはできません。

4-21 広域で活動を行っている場合はどこの税務署に問い合わせれば良いですか。

特例を受ける税金（法人税、所得税）を納めている管轄の税務署へお問い合わせください。

4-22 農業経営基盤強化準備金制度との併用は可能ですか。

農業経営基盤強化準備金を用いて機械等を取得した場合の圧縮記帳と、スマート農業技術活用投資促進税制の併用はできません。

4-23 農業者等が税制特例を活用するための要件は何ですか。

通常の計画認定要件に加え、導入する設備等が

- ① 7年以内に販売されたモデルであること
 - ② ①と一体的に導入される機械・装置、器具・備品、建物・附属設備、構築物であること
- また、税制特例を活用する農業者が単独で、
- ③ 5年間で労働生産性を5%以上向上させること
 - ④ 生産方式革新事業活動による取組の過半がスマート農業技術の効果の発揮に必

要となるほ場の形状、栽培方法、品種の転換等の取組であること

- ⑤ 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該農業者等が行う農業に係る総作付面積又は総売上高の過半を占めること
といった要件を満たす必要があります。

4-24 生産方式革新事業活動を行う面積の過半要件は、延べ面積で判断してもよいですか。

特に断りのない限り実面積で判断します。

なお、例えば同じ施設内で年に何度も栽培する軟弱野菜の場合、面積ではなく販売額で過半を判断することも可能です。

4-25 計画の申請時に過半である必要はありますか。

計画の実施期間終了時に過半である必要があります。

4-26 どのような者を対象にしていますか。

農業者のほか、農事組合法人、農業者の組織する団体の構成員です。

4-27 農業者等の場合、どのような設備が対象となりますか。

スマート農業技術を組み込んだ機械装置のうち7年以内に販売されたもの又は当該機械装置と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等及び構築物のうちスマート農業技術の効果の発揮に必要不可欠なものが対象です。

なお、農業機械等を格納するための格納庫は対象外です。

4-28 税制特例の対象機械等と一体的に整備する機械装置、器具備品、建物等、構築物とは何ですか。

スマート農業機械等が効果を発揮するために不可欠なものとして

- ① ロボットトラクタや自動収穫ロボットなどと一体的に導入し、数センチ単位の誤差による正確な操作が可能となるRTK基準局（機械装置）、
 - ② 環境制御装置と一体的に導入し、きめ細やかな環境制御の効果が発揮される密閉性の高い耐候性ハウス（建物等）や環境制御装置と連動する測定機器（器具備品）
 - ③ 搾乳ロボットと一体的に導入し、従来のつなぎ方式ではなく乳牛が自ら搾乳ロボットまで移動可能なフリーストール式畜舎（建物等）
 - ④ 果実収穫ロボットと一体的に導入し、果実を容易に認識・アクセス可能にするための省力樹形に必要な樹体支持設備（構築物）
- などを想定しています。

4-29 「スマート農業技術を組み込んだ機械装置が効果を発揮するために必要不可欠なもの」で特例の対象となる個数に上限はありますか。

ありません。ただしスマート農業機械の稼働面積等の能力と照らし妥当な個数である必要があります。

4-30 スマート農業技術を組み込んだ機械装置であることや、販売開始から7年以内のモデルであることなどの要件は、どのように確認されるのですか。

原則、メーカー等が発行したカタログや説明書等を計画申請時に添付いただきます。

4-31 「7年以内に販売されたもの」については、機械等を取得した時期からさかのぼって7年以内ということでしょうか。

導入するスマート農業機械等の販売が開始された日が、そのスマート農業機械等を導入する日の7年前の日の属する年の1月1日以後であることが必要です。

4-32 税制の対象設備として農業用機械等を導入し、当該機械の収納を行うための倉庫を整備した場合、設備と一体的な建物として当該倉庫は税制の対象になりますか。

倉庫は汎用性が高いため対象になりません。

4-33 令和9年4月以降に機械等を取得した場合は、税制特例は適用されないのですか。

適用されません。令和8年度末までに、取得等を行い事業の用に供した機械等が特例の対象となります。

4-34 ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等を伴わない、出荷方式の変更の取組のみで税制特例の対象となりますか。

一定程度リスクのある取組のインセンティブとする税制特例の趣旨を踏まえ、税制特例の対象となるには、ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等の取組を相当程度行う必要があります。

4-35 どのようなサービス事業者が税制特例の対象となりますか。

サービス事業者のうち、これまで農業者等が担ってきた農産物の生産に係る作業を、農業者等から受託して実施する「専門作業受注型」のみが税制特例の対象となります。

4-36 サービス事業者が税制特例を活用するための要件は何ですか。

計画全体において、

- ・生産方式革新実施計画の実施期間が7年以上で、かつ設備等の耐用年数に照らして適切であること
- ・農業者等の行う農業の労働生産性を5年間で5%以上向上させること
- ・生産方式革新事業活動による取組の過半がスマート農業技術の効果の発揮に必要と

なるほ場の形状、栽培方法、品種の転換等の取組であること

- ・生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該農業者等が行う農業に係る総作付面積又は総売上高の概ね8割以上を占めること

等を満たしたうえで、サービス事業者において

- ・専門作業受注型のサービス事業者であること
- ・計画期間中、専ら計画に参加する農業者等に対してサービスを提供すること
- ・農業者等の収益に応じた料金体系となっていること
- ・生産方式革新事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県内に拠点・事務所等を設置していること

特例の対象となる設備等について

- ・播種・移植又は収穫の用途に供するスマート農業技術を組み込んだ機械装置であること
- ・7年以内に販売されたモデルであること
- ・設備等（建物等を含む）の取得予定価額が当該事業者の前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上であること

といった要件を満たす必要があります。

4-37 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね8割以上を占めるとは、農業者ごとに基準を満たす必要がありますか。参加農業者の合計面積に対して基準を満たせばよいですか。

計画全体で満たす必要があります。

4-38 「農業者等の収益に応じた料金体系となっていること」について、具体的にどのような料金体系が対象となるのでしょうか。

例えば、自動収穫機で収穫作業を代行した際、サービスの提供面積に応じた料金体系ではなく、収穫物の収量に応じて kg 単位での料金設定が行われている場合を想定しています。

また、一定の初期導入費用を設定した上で、収穫物の収量に応じた料金設定を行っている場合も対象になります。その他、機械の故障・破損時やサービスの効果、収穫の損失等について、その補填を行う範囲や条件等を設定している場合も対象になります。

4-39 計画に参加する農業者以外の農業者に対してサービスを提供することはできますか。

計画参加農業者と密接不可分な取組を行うことでリスクを生じる恐れのあるサービス事業者のインセンティブとなるよう、計画参加農業者に「専ら」サービスを提供するサービス事業に対して税制特例を措置しているところです。

4-40 サービス事業を提供するスマート農業機械を格納するための倉庫は税制特例の対象となりますか。

対象になりません。

4-41 減価償却費の要件はどのように判断するのですか。

計画申請時に前年度の減価償却費がわかる資料（損益計算書など）を添付していただきます。

4-42 減価償却費要件について、税制特例の対象となる機械・装置の価額で判断するのですか。

税制特例の対象となる機械・装置だけでなく、当該機械・装置と一体的に整備するもの（器具・備品、建物等）も含めた経営全体の設備投資額全体で判断します。

4-43 スマート農業技術を組み込んだ機械装置であることや、販売開始から7年以内のモデルであることなどの要件は、どのように確認されるのですか。
（再掲）

原則として、メーカー等が発行したカタログや説明書等を計画申請時に添付いただきます。

4-44 どのような食品事業者が対象となりますか。

食品等事業者のうち、これまで農業者等が担ってきた作物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍等の作業の用に供する機械等を導入し、これを用いて農業者等に代わって当該作業を実施する者が対象です。

4-45 食品等事業者が税制特例を受けるための要件は何ですか。

計画全体において、

- ・生産方式革新実施計画の計画が7年以上で、かつ、設備等の耐用年数に照らして適切であること
- ・農業者等の行う農業の労働生産性を5年間で5%以上向上させること
- ・生産方式革新事業活動による取組の過半が品種の変更又は収穫の機械化等、農産物の品質又は外形の相当程度の変更を伴う取組であること
- ・生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、当該農業者等が行う農業に係る総作付面積又は総売上高の概ね8割以上を占めること

等を満たした上で、食品等事業者が

- ・収穫後の選別・調製等の作業を農業者等から代替して実施すること
- ・生産方式革新事業活動により生産された農産物を概ね8割以上引き受けること
- ・生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種を原材料とした商品を取り扱

っていないこと

対象となる設備等について

- ・生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村内又は隣接した市町村内で土地・建物に据え置いて設置されるものであること
 - ・農産物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍の作業に供する機械装置であり、その専らを農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
 - ・設備等（建物等を含む）の取得予定価額が当該事業者の前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上であること
- を満たす必要があります。

4-46 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね8割以上を占めるとは、農業者ごとに基準を満たす必要がありますか。参加農業者の合計面積に対して基準を満たせばよいですか。

計画全体で満たす必要があります。

4-47 食品等事業者の場合、どのような設備が税制特例の対象となりますか。

農産物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍用の機械・装置が対象です。

なお、単体で事業の用に供する場合、器具・備品に分類され税制特例の対象とならないものもありますので、所轄の税務署にご相談ください。

4-48 選別用装置等を導入するために、備え付けるために整備する建物は税制特例の対象となりますか。

食品等事業者が整備する建物、建物附属設備は、税制特例の対象外です。

4-49 減価償却費の要件はどのように判断するのですか。（再掲）

計画申請時に前年度の減価償却費がわかる資料（損益計算書など）を添付していただきます。

4-50 減価償却費要件について、税制特例の対象となる機械・装置の取得予定価額で判断するのですか。（再掲）

税制特例の対象となる機械・装置だけでなく、当該機械・装置と一体的に整備するもの（器具・備品、建物等）も含めた経営全体の設備投資額全体で判断します。